

津市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 3 0 日訓第 2 2 号

改正 令和 6 年 3 月 2 8 日訓第 2 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進することにより、当該危険住宅の災害防止及び市民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け国官会第 2 3 1 7 号国土交通事務次官通知）及び津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 土砂災害特別警戒区域内に指定される以前から当該土砂災害特別警戒区域内に存し、かつ、現に居住の用に供されている住宅（併用住宅の場合にあつては、当該併用住宅に占める居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (2) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき三重県知事が指定する土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第 4 条第 1 項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域を含む。）をいう。
- (3) 移転事業 次のいずれかの事業をいう。

ア 危険住宅の除却等を行い、かつ、本市の区域内（三重県条例適用区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害救助法適用区域、急傾斜地崩壊危険区域その他がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域を除く。イにおいて同じ。）に存する移転先住宅（移転先となる危険住宅に代わる住宅をいう。以下同じ。）に移転する事業

イ 危険住宅の除却等を行い、かつ、本市の区域内で建設し、又は購入し

た移転先住宅に移転する事業

- (4) 三重県条例適用区域 三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）第6条の規定により建築が制限されている区域をいう。
- (5) 土砂災害警戒区域 土砂災害防止法第7条第1項の規定に基づき三重県知事が指定する土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害警戒区域に指定される見込みのある区域を含む。）をいう。
- (6) 災害救助法適用区域 移転事業に着手する日前3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたことのある区域をいう。
- (7) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき三重県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。

（名称）

第3条 第1条の補助金は、「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（補助事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（事前相談）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金の交付の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度の5月末日までに、移転事業に係る事前相談を市長に行わなければならない。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、移転事業に着手する日の1月前とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類(移転事業(第2条第3号アに掲げる事業に限る。))を行う者が補助金の交付の申請を行う場合にあっては、第3号、第8号及び第9号に掲げる書類を除く。)とする。

- (1) 移転事業実施計画書(第1号様式)
 - (2) 危険住宅の付近見取図、配置図、平面図及び現況写真
 - (3) 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
 - (4) 危険住宅及びその土地の敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその土地の敷地の所有者が確認できるもの(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)
 - (5) 危険住宅の建築時期が確認できる書類
 - (6) 危険住宅の居住者の住民票の写し(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)
 - (7) 危険住宅除却費等見積書
 - (8) 移転先住宅の建設又は購入(移転先住宅の敷地となる土地の購入を含む。以下「移転先住宅の建設等」という。)に要する経費の見積書
 - (9) 移転先住宅の建設等に要する資金の借入れを予定している金融機関その他の機関において建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された融資見込証明書(第2号様式)
 - (10) 危険住宅を所有する者の市税完納証明書(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、移転事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類(移転事業(第2条第3号アに掲げる事業に限る。))を行う者が実績報告書を提出する場合にあっては、第2号及び第5号から第9号までに掲げる書類を除く。)を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 危険住宅を除却したことが分かる土地の写真
- (2) 移転先住宅の外観写真
- (3) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し

- (4) 危険住宅の除却等費用の領収書又はこれに代わる書類
- (5) 移転先住宅の建設等に係る契約書の写し
- (6) 移転先住宅の建設等に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (7) 移転先住宅の建設等に要した資金を借入れた金融機関その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該機関により建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (8) 移転先住宅及びその土地の敷地に係る登記事項証明書その他移転先住宅及びその土地の敷地の所有者が確認できるもの（実績報告書を提出しようとする日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (9) 移転先住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しその他これと同等と認められる書類
- (10) 移転先住宅の居住者の住民票の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

（検査）

第9条 市長は、補助金の適正な交付のため必要があると認める場合は、当該担当職員をして、移転事業の現場に立ち入り、検査をさせることができる。

（財産の処分制限）

第10条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助金の交付対象となった移転事業の借入金に係る融資条件を証する書類に記載された償還期日とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓第22号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業の内容	交付対象経費			交付限度額	交付対象者
危険住宅の除却等	危険住宅の除却費等			住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費	危険住宅を所有する者であって、移転事業を行うもの
	危険住宅からの引越費用等			975,000円	
移転先住宅の建設等	移転先住宅の建設等に要する費用（居住の用に供する部分に係るものに限る。）として金融機関その他の機関から借り入れた借入金の利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額	土砂災害特別警戒区域からの移転	建物	3,250,000円	
			土地	960,000円	
		土砂災害特別警戒区域であって保全人家（がけ地の崩壊により被害を受ける恐れのある住宅をいう。）10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域からの移転	建物	4,650,000円	
			土地	2,060,000円	
			敷地造成	608,000円	

第1号様式（第7条関係）

（表）

移転事業実施計画書

危険住宅の状況	住 宅	種 別	専用住宅・併用住宅		建 築 面 積	m ²	
		延 床 面 積	m ² (居住部分		m ² /非居住部分	m ²)	
		所 有 者 (居住者)住所			氏 名		
		建 築 年 月 日	年 月 日		構 造		
	土 地	所 在 地					
		区 分	所有地・借地		面 積	m ²	
移転先住所		津市					
危険住宅の除却等	事 業 費	解 体 費	跡地整備費	その他除却等 に伴う費用	合 計		
		円	円	円	円		
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
	危険住宅跡地の 土地利用計画						
移転先住宅の取得	事 業 費	自己資金		借 入 金	そ の 他	合 計	
		円		円	円	円	
	建 物	種 別	新 築 ・ 購 入		構 造		
			専用住宅・併用住宅		建 築 面 積	m ²	
		延 床 面 積	m ² (居住部分		m ² /非居住部分	m ²)	
		建 築 (購 入) 費	円		借 入 金	円	
		建 築 (購 入) 時 期	年 月 日				
		工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
		借 入 先					
		借 入 条 件	利 率 (固 定)	%	利子総額		円
			償還期間	年	(A)		

(裏)

移転先住宅の取得	土 地	所 在 地					
		区 分	所有地・借地・購入		面 積	㎡	
		購 入 費	円		借 入 金	円	
		購 入 時 期	年 月 日				
		借 入 先					
		借 入 条 件	利 率 (固 定)	%		利子総額 (B)	円
	償還期間		年				
	土 地 の 造 成	造 成 面 積	㎡		造 成 費	円	
		借 入 先			借 入 金	円	
		借 入 条 件	利 率 (固 定)	%		利子総額 (C)	円
			償還期間	年			
	借入金の利子の合計額 (A) + (B) + (C)		円				
	移転先住宅の位置図						

(注) 除却及び新築（購入）をする建物について、敷地全体及び建物の配置が分かる配置図及び平面図を添付してください。

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

金融機関等名

様

申請者 住所
氏名

印

融資見込証明願

私は、貴金融機関等と下記の事業を実施するに当たり資金融資の協議中であり、諸条件が整った場合は融資を受けることができる見込みであることを証明願います。

- 1 融資目的 年度津市がけ地近接等危険住宅移転事業
- 2 移転先 津市
- 3 事業内容 建物取得・土地取得・敷地造成 （該当に○印）
- 4 事業費 円
- 5 融資希望金額 円

融資見込証明書

年 月 日

（氏 名） 様

金融機関等名

印

上記のとおり資金融資の協議中であり、諸条件が整った場合は下記金額の範囲内で融資を行う見込みであることを証明します。

記

	建物取得	土地取得	敷地造成
融資予定金額	円	円	円
毎月返済額	円	円	円
借入利率	%	%	%
利子	円	円	円
返済総額	円	円	円
最終返済日	年 月 日	年 月 日	年 月 日